

「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した

相続税申告書の記載例

この記載例は、父が死亡し、母と子2人の3人で父の遺産を相続し、「小規模宅地等の特例」及び「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税申告書の作成手順と記載方法を説明したものです（この記載例の事例以外の場合及び相続税の仕組みの解説については、国税庁ホームページに掲載している「相続税の申告のしかた」をご覧ください。）。

【目次（作成順序）】

○ 事例	1
1 相続税がかかる財産の記載	2
2 債務及び葬式費用の記載	5
3 相続開始前3年以内の贈与財産の記載	6
4 相続財産の種類別価額表の記載	7
5 課税価格の計算	9
6 相続税の総額の計算	10
7 各人の算出税額の計算	11
8 配偶者の税額軽減の計算	12
9 各人の納付税額の計算	13

- 相続税に関して、一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください。（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は「3」）を選択してください。）
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。（自動音声に従って「2」を選択してください。）

【参考】 日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】では、税理士等の検索が可能となっています。



【事例】

父（国税太郎）が▲年5月9日に亡くなり（亡くなられた人のことを「被相続人」といいます。）、母（国税花子）、私（国税一郎）、妹（税務幸子）の3人で父の財産を相続しました。父が残した財産は、自宅のある土地と家屋、上場株式、現金、預金、生命保険金です。父が亡くなった年分の固定資産税と葬式費用は母が支払いました。また、（父の生前に）私と妹は父から現金の贈与を受けていました。

相続税の申告に当たって、母は「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」の適用を受けます。

○ 相続財産等の内訳（遺産分割の状況）

1 相続財産（被相続人が亡くなった時点において所有していた財産及びみなし相続財産（生命保険金など））

種類	所在場所	財産の価額	財産取得者
【不動産】	〇〇市△△3丁目5番16号 土地（宅地）	15,000,000円	国税 花子
	家屋	8,000,000円	国税 花子
【有価証券】	△△証券〇〇支店（上場株式）	14,700,000円	国税 花子
	〇〇建設株 〇〇石油株	12,525,000円	国税 一郎
【現金】	〇〇市△△3丁目5番16号	500,000円	国税 花子
【預貯金】	〇〇銀行〇〇支店 普通預金	3,000,000円	国税 花子
	定期預金（税務幸子名義）（注）	7,075,000円	税務 幸子
【生命保険金】	〇〇生命	20,000,000円	国税 花子

（注）財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。なお、預貯金は、相続開始日現在の預入残高のほか既経過利子の額を基に財産の価額を算出しますが、事例では計算の簡略化のため既経過利子の額を省略しています。

2 債務・葬式費用

種類	支払先	支払金額	負担者
【租税公課】	〇〇市役所（固定資産税）	150,000円	国税 花子
【葬式費用】	〇〇葬儀社	1,350,000円	国税 花子

3 生前贈与財産

【相続開始前3年以内の贈与財産】	受贈金額	受贈者
現金（×年2月16日贈与）	1,100,000円	国税 一郎
現金（×年10月25日贈与）	1,100,000円	税務 幸子

（注）相続開始前3年以内の贈与財産のほか、被相続人から生前に贈与を受けた財産について相続時精算課税を適用していた場合にも、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

【参考】

○ 相続税の申告について

相続財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

「1 相続財産」 - 「2 債務・葬式費用」 + 「3 生前贈与財産」 > 遺産に係る基礎控除額
 （2 ページ） （5 ページ） （6 ページ） （10 ページ）

（注）小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減を適用するためには、相続税の申告をする必要がありますのでご注意ください。

○ 相続税の申告書の作成を開始する前に

相続税の申告書を作成するためには、相続した財産を評価する必要があります。

相続した財産の評価がお済みでない場合又は評価方法をお調べになりたい場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー（財産の評価）」をご覧ください。



タックスアンサー
トップページの「分野から探す」から「相続・贈与」をクリック



「財産の評価」の「相続財産や贈与財産の評価」をクリック

※ 画面は令和4年1月現在のものです。

1 相続税がかかる財産の記載

第11表 相続税がかかる財産の明細書

この表では、相続税がかかる財産（1ページの「1 相続財産」欄に記載の財産）を記入して、各人の取得財産の価額を計算します。

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したもののみなされる財産のうち、相続税がかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分	① 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割				
		分割の日	▲・8・18	・	・				
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産	
				数量	単価			取得した人の 氏名	取得財産の 価額
土地	宅地	自用地 (居住用)	〇〇市△△ 3丁目5番16号	100.00㎡	11・11の2表の 特表1のとおり	3,000,000	3,000,000	国税 花子	3,000,000
(計)						(3,000,000)		(注1)	
家屋	家屋(木造・ 居宅)	自家用屋	〇〇市△△ 3丁目5番16号	93.00㎡		8,000,000	8,000,000	国税 花子	8,000,000
(計)						(8,000,000)			
有価証券	上記以外の 株式	〇〇建設(株)	△△証券 〇〇支店	4,900株	3,000 (東証)	14,700,000	14,700,000	国税 花子	14,700,000
"	"	〇〇石油(株)	"	2,505株	5,000 (東証)	12,525,000	12,525,000	国税 一郎	12,525,000
(計)						(27,225,000)			
現金預貯金等	現金預貯金等	現金	〇〇市△△ 3丁目5番16号			500,000	500,000	国税 花子	500,000
"	"	普通預金	〇〇銀行 〇〇支店			3,000,000	3,000,000	"	3,000,000
"	"	定期預金	"			7,075,000	7,075,000	税務 幸子	7,075,000
(計)						(10,575,000)			
その他の財産	生命保険金等					5,000,000	5,000,000	国税 花子	5,000,000
(計)						(5,000,000)		(注2)	
(合計)						(53,800,000)			

財産の種類ごとに「計」を記入します。
同じ財産の種類で細目が異なる場合には、
細目ごとに「小計」を記入します。

合計	財産を取得した人の氏名 (各人の合計)			
	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
分割財産の価額 ①	53,800,000	34,200,000	12,525,000	7,075,000
未分割財産の価額 ②				
各人の取得財産の 価額 (①+②) ③	53,800,000	34,200,000	12,525,000	7,075,000

(注) 1 「合計表」の各人の取得財産の価額を第1表の「取得財産の価額」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

【手順1】
被相続人の氏名を記入します(次ページ以降、同様に記入します)。

【手順2】
遺産分割の状況に応じて該当する数字に○を付けます。また、遺産の全部又は一部について分割している場合には、分割の日を記入します。

【手順3】
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等などの各欄を記入します。
※ 種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領は裏表紙をご覧ください。
(注1) 自宅のある土地(宅地)については、小規模宅地等の特例の適用を受けるため、3ページの第11・11の2表の付表1の手順3で計算した価額を記入します。
(注2) 生命保険金については、非課税金額を控除するため、4ページの第9表の手順6で計算した価額を記入します。

【手順4】
各人の取得財産の価額の合計額を記入します。

【相続税がかかる財産（被相続人が亡くなった時点において所有していた財産）】

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

この表では、母（国税花子）が相続した自宅のある土地（宅地）について、小規模宅地等の特例を適用して課税価格に算入する価額を計算します。

第11・11の2表の付表1

【手順1】
特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

【手順2】
自宅のある宅地について特例の適用を受けるため、「小規模宅地等の種類」欄は「1」と記入します。

【手順3】
特例の対象として選択する宅地に係る取得者の氏名、所在地番、面積、価額等を①～⑧までの説明に従って記入します。
「⑧課税価格に算入する価額」を2ページの第11表に転記します。
(注) ⑦の計算について、「⑨減額割合」は小規模宅地等の種類によって異なります。

【手順4】
手順3で記載した面積(⑤)を記入し、「限度面積要件」の確認をします。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人		国税 太郎			
この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。） (注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。					
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。					
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等					
1	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)		
1	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑨)の価額			
1	③ 取得者の持分に占める宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)			
1	④ 取得者の持分に占める宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)			
1	① 国税 花子	⑤ 100.00 m ²	⑧ 3000000 円		
1	② 〇〇市△△3丁目5番16号	⑥ 1500000 円			
1	③ 100.00 m ²	⑦ 1200000 円			
1	④ 1500000 円	⑧ 3000000 円			
1	①	⑤	⑧		
1	②	⑥	⑧		
1	③	⑦	⑧		
1	④	⑧	⑧		
1	①	⑤	⑧		
1	②	⑥	⑧		
1	③	⑦	⑧		
1	④	⑧	⑧		
(注) 1 ①欄の「」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③)又は④である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。					
○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。					
小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等	
⑨ 減額割合	80/100	80/100	80/100	50/100	
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	100.00 m ²				
⑪ ⑩のうち④に該当する事業用宅地等がない場合	(①)の⑩の面積	(②)の⑩及び(③)の⑩の面積の合計			
限度面積	100.00 ≤ 330m ²	m ² ≤ 400m ²			
限度面積	(①)の⑩の面積	(②)の⑩及び(③)の⑩の面積の合計	(④)の⑩の面積		
限度面積	m ² × 200 / 330 +	m ² × 200 / 400 +	m ² ≤ 200m ²		
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。					
※ 税務署整理欄					
年	分	名簿	申告	一連	グループ
		番号	年月日	番号	番号
					補充

【小規模宅地等の特例】

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

第9表 生命保険金などの明細書

この表では、父（国税太郎）の死亡に伴い、母（国税花子）に支払われた生命保険金（契約者及び保険料負担者：父）を記入して、相続税の課税対象となる金額を計算します。

生命保険金などの明細書				被相続人	国税 太郎
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。					
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名	
△△区〇〇2丁目 ×番	〇〇生命	▲・7・10	20,000,000 円	国税 花子	
(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。					
2 課税される金額の計算 この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。					
保険金の非課税限度額	[第2表の④の法定相続人の数]			④	
(500万円 × 3人 により計算した金額を右の④に記入します。)				15,000,000	
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ($(A) \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑤}}$)		③ 課税金額 (①-②)	
国税 花子	20,000,000	15,000,000		5,000,000	
合 計	⑥ 20,000,000	15,000,000		5,000,000	
(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。					

【手順1】
保険会社などから通知された支払通知書などを確認し、その内容に基づいて受取金額等を記入します。

【手順2】
①法定相続人の数を記入し、
②保険金の非課税限度額を記入します。
※ 法定相続人の数は、10ページの第2表の手順3の人数と同数になります。

【手順3】
保険金などを受け取った相続人の氏名及び金額を記入します。
相続人以外の方が保険金を受け取った場合には、ここには記入せず、2ページの第11表に受け取った金額を直接記入します。

【手順4】
受け取った保険金などの金額の合計額を記入します。

【手順5】
各人の非課税金額を記入します。

【手順6】
課税金額を記入します。
この金額を2ページの第11表に転記します。

【手順7】
非課税金額及び課税金額の合計額を記入します。

【みなし相続財産（生命保険金など）】
被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。
ただし、「生命保険金」のうち、一定の金額までは非課税となります。
(注) 一定の金額 ⇒ $500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数} \times \frac{\text{その相続人の取得した金額の合計額}}{\text{相続人全員の取得した金額の合計額}}$

3 相続開始前3年以内の贈与財産の記載

第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書

この表では、私（国税一郎）と妹（税務幸子）が、父（国税太郎）が亡くなる前3年以内に父から現金の贈与を受けているため、相続税の課税対象となる贈与財産価額を計算します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

（注）被相続人から租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。）は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			②の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税される価額（①-②）
			種類	細目	所在場所等		
1	国税 一郎	X・2・16	現金 預貯金等	現金	〇〇市△△ 3丁目5番16号	1,100,000	1,100,000
2	税務 幸子	X・10・25	〃	〃	〇〇市△△ 3丁目5番16号	1,100,000	1,100,000
3	・	・					
4	・	・					
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)	国税 一郎	税務 幸子		
		④金額	2,200,000	1,100,000	1,100,000		

【手順1】
贈与を受けた人の氏名、贈与年月日等を記入します。
※ 現金の贈与を受けた場合は、「所在場所等」欄に贈与者（国税太郎）の住所を記入します。

【手順2】
贈与を受けた人ごとに合計額を記入します。

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の発生期間中に

【被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産】
被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合において、贈与税が課税されているときは、本表のほかに第4表の2（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）を作成する必要があります（この事例では贈与税が課税されていないため、第4表の2は作成しません。）。

【被相続人から取得した相続時精算課税適用財産】
被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合には、本表ではなく第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）を作成する必要があります。

4 相続財産の種類別価額表の記載

第15表 相続財産の種類別価額表

この表では、2ページの第11表（相続税がかかる財産の明細書）、5ページの第13表（債務及び葬式費用の明細書）及び6ページの第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）の記載に基づいて、相続財産の種類別の価額を記入します。

【手順1】
財産を取得した人の氏名を記入します。

【手順2】
①～⑦、⑩～⑳の各欄について、2ページの第11表の手順3で記入した財産の種類ごとの価額を転記します。

【手順3】
不動産等の価額の合計額（⑥+⑩+⑫+⑰+⑱+㉓）を記入します。

【手順4】
5ページの第13表の手順5で記入した金額（③、⑥及び⑦）を転記します。

【手順5】
差引純資産価額（⑳+㉑-㉒）を記入します。

【手順6】
6ページの第14表の手順2で記入した金額を転記します。

【手順7】
課税価格（㉑+㉒）を記入します。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)

被相続人		国税 太郎	
種別	価額	種別	価額
土地(土地の上に存する権利を含みます)		各人の合計	(氏名) 国税 花子
※ 整理番号		被相続人	
田	①		
畑	②		
山林	③	3000000	3000000
その他の土地	④		
計	⑤	3000000	3000000
③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑥		
⑥のうち特例	⑦		
通常価額	⑧		
農産物価格	⑨		
農産物による価額	⑩	8000000	8000000
家屋等	⑪		
⑩のうち配偶者居住権	⑫		
機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑬		
商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑭		
売掛金	⑮		
その他の財産	⑯		
計	⑰		
特定同族会社及び出資	⑱		
配当元方式のもの	⑲		
配当元方式のもの	⑳		
配当元方式のもの	㉑	27225000	14700000
公債及び社債	㉒		
証券投資	㉓		
計	㉔	27225000	14700000
現金、預貯金等	㉕	10575000	3500000
家産	㉖		
生命保険金等	㉗	5000000	5000000
退職当金等	㉘		
その他の財産	㉙		
計	㉚	5000000	5000000
合計	㉛	53800000	34200000
相対時算課税適用財産の価額	㉜		
不動産等の価額	㉝	11000000	11000000
債務	㉞	1500000	1500000
葬式費用	㉟	1350000	1350000
合計	㊱	1500000	1500000
差引純資産価額	㊲	52300000	32700000
純資産価額に加算される	㊳		
暦年課税分の贈与財産価額	㊴	2200000	
課税価格	㊵	54500000	32700000

※の項目は記入する必要がありません。

第15表

(※) ㉛欄の計算の結果、赤字（マイナス）のときは「0」と記入してください。
 なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

財産を取得した人が2人以上いるときは「相続財産の種類別価額表(続)」を作成します。

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

7ページと同様に記入します。

第15表(続)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人		国税 太郎	
(氏名)		(氏名)	
		国税 一郎	
		税務 幸子	
※	整理番号		
土地(土地の上に存する権利を含みます)	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
③のうち配偶者居住権に基づく数地利用権	⑦		
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧	
	農業投資価格による価額	⑨	
家屋等	⑩		
⑩のうち配偶者居住権	⑪		
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	
	売掛金	⑭	
	その他の財産	⑮	
計	⑯		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰	
	配当還元方式によつたもの	⑱	
	配当戻し方式によつたもの	⑲	
⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	1 2 5 2 5 0 0 0	
公債及び社債	⑳		
証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑		
計	㉒	1 2 5 2 5 0 0 0	
現金、預貯金等	㉓		7 0 7 5 0 0 0
家庭用財産	㉔		
その他の財産	生命保険金等	㉕	
	退職手当金等	㉖	
	立木	㉗	
	その他	㉘	
計	㉙		
合(⑥+⑩+⑬+⑰+⑲+㉓+㉙)	㉚	1 2 5 2 5 0 0 0	7 0 7 5 0 0 0
相続時精算課税適用財産の価額	㉛		
不動産等の価額(⑥+⑩+⑬+⑰+⑲+㉓)	㉜		
債務	㉝		
葬式費用等	㉞		
合計(㉚+㉞)	㉟		
差引純資産価額(㉚+㉞-㉟)(赤字のときは0)	㊱	1 2 5 2 5 0 0 0	7 0 7 5 0 0 0
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊲	1 1 0 0 0 0 0 0	1 1 0 0 0 0 0 0
課税価額(㊱+㊲)(1,000円未満切捨て)	㊳	1 3 6 2 5 0 0 0 0	8 1 7 5 0 0 0 0

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

5 課税価格の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、課税価格（相続税の課税対象となる財産の合計額）を計算します。

【手順1】
相続税の申告書の提出先の
税務署及び提出（予定）年
月日を記入します。

【手順2】
相続開始年月日（亡くな
れた日）を記入します。

【手順3】
財産を取得した人の氏名、
マイナンバー（個人番号）、
生年月日等を記入します。
なお、年齢は相続開始年月
日現在の年齢を記入しま
す。

【手順4】
取得財産の価額等を記入し
ます。
「① 取得財産の価額」欄
⇒ 2ページの第11表の
手順4の③欄の金額を転
記します。
「③ 債務及び葬式費用の
金額」欄
⇒ 5ページの第13表の
手順5の⑦欄の金額を転
記します。

【手順5】
純資産価額（①+②-③）
を記入します。

【手順6】
純資産価額に加算される暦
年課税分の贈与財産価額を
6ページの第14表の手順
2の④欄の金額を転記し
ます。

【手順7】
課税価格（④+⑤）を記入
します。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日

<p>フリガナ (被相続人) コクゼイ タロウ</p> <p>氏名 国税 太郎</p> <p>個人番号又は法人番号</p> <p>生年月日 昭和X年 10月 19日 (年齢 74歳)</p> <p>住所 〇〇市△△3丁目5番16号</p> <p>被相続人との続柄 なし</p> <p>職業 なし</p> <p>取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。</p>	<p>フリガナ (参考として) コクゼイ ハナコ</p> <p>氏名 国税 花子</p> <p>個人番号又は法人番号</p> <p>生年月日 昭和X年 9月 17日 (年齢 67歳)</p> <p>住所 〇〇市△△3丁目5番16号</p> <p>被相続人との続柄 妻</p> <p>職業 なし</p> <p>取得原因 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与</p>
<p>取得財産の価額 (第11表③)</p> <p>相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)</p> <p>債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)</p> <p>純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)</p> <p>純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)</p> <p>課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)</p>	

財産を取得した人が2人以上いるときは「相続税の申告書(続)」を作成します。

左記の手順3から7と同様に記入します。

相続税の申告書(続)

<p>フリガナ (参考として) コクゼイ イチロウ</p> <p>氏名 国税 一郎</p> <p>個人番号又は法人番号</p> <p>生年月日 昭和X年 3月 24日 (年齢 40歳)</p> <p>住所 〇〇市△△3丁目5番16号</p> <p>被相続人との続柄 長男</p> <p>職業 会社員</p> <p>取得原因 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与</p>	<p>フリガナ (参考として) ゼイム サチコ</p> <p>氏名 税務 幸子</p> <p>個人番号又は法人番号</p> <p>生年月日 昭和X年 2月 14日 (年齢 38歳)</p> <p>住所 △△市〇〇〇6丁目3番1号</p> <p>被相続人との続柄 長女</p> <p>職業 会社員</p> <p>取得原因 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与</p>
<p>取得財産の価額 (第11表③)</p> <p>相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)</p> <p>債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)</p> <p>純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)</p> <p>純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)</p> <p>課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)</p>	

(※) ④欄の計算の結果、赤字（マイナス）のときは「0」と記入してください。
なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

6 相続税の総額の計算

第2表 相続税の総額の計算書

この表では、相続税の総額を計算します。

※ 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引いた額について、法定相続分に応じた取得金額に税率を掛けて相続税の総額を計算します。

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
(第1表) ①	54,500,000	3,000万円 + (600万円 × (A)の法定相続人の数)	4,800	(①-②)	6,500,000
(第3表) ④		③の人数及び⑤の金額を第1表⑧へ転記します。		(③-②)	
④ 法定相続人		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	⑥ 法定相続分に応ずる取得金額	⑦ 相続税の総額の基となる税額	⑧ 法定相続分に応ずる取得金額
国税 花子	妻	1/2	3,250,000	325,000	
国税 一郎	長男	1/4	1,625,000	162,500	
税務 幸子	長女	1/4	1,625,000	162,500	
法定相続人の数		3	⑧ 相続税の総額		⑩ 相続税の総額
		合計 1	650,000		650,000

【手順1】
課税価格の合計額(①)を記入します。
9ページの第1表の手順7の⑥欄(A)の金額を転記します。

【手順2】
法定相続人の氏名、続柄、法定相続人に応じた法定相続分等を記入します。

【手順3】
法定相続人の数を記入し、遺産に係る基礎控除額(②)を記入します。

【手順4】
課税遺産総額(③)を記入します。

【手順5】
法定相続分に応ずる取得金額(④×⑤)を記入します。

【手順6】
相続税の総額の基となる税額を記入します。
申告書の下部にある「相続税の速算表」に基づいて計算します。

【手順7】
相続税の総額(手順6で計算した税額の合計額)を記入します。

○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、④欄には修正申告書第1表の④欄の金額を記入し、⑤欄には修正申告書の⑤欄の金額を記入します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	- 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
 ⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額
 ⑧欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について

【法定相続分の主な例】

相続人	法定相続分	
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1(人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1(人数分に分ける)
子どももいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1(人数分に分ける)

【国税花子の「相続税の総額の基となる税額」の計算例】

$$3,250,000 \text{ 円} \times 10\% \text{ (税率)} = 325,000 \text{ 円}$$

(注) 例えば、法定相続分に応ずる取得金額が20,000千円の場合には、次のとおり計算します。

$$20,000,000 \text{ 円} \times 15\% \text{ (税率)} - 500,000 \text{ 円 (控除額)} = 2,500,000 \text{ 円}$$

7 各人の算出税額の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、各人の算出税額を計算します。

【手順1】
10 ページの第 2 表の手順 3 及び 7 で記入した法定相続人の数、遺産に係る基礎控除額及び相続税の総額を転記します。

【手順2】
財産を取得した人のあん分割合（各人の⑥/⑧）を記入します。
※ あん分割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が 1.00 となるように小数点以下 2 位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

【手順3】
手順 1 の「⑦相続税の総額」に手順 2 の「⑧あん分割合」を掛けた金額を記入します。
 $650,000 \text{ 円} \times 0.60 = 390,000 \text{ 円}$

【手順4】
手順 3 で記入した各人の算出税額の合計額を記入します。
※ 財産を取得した人が 2 人以上いる場合には、手順 2 及び 3 により各人の算出税額を計算した後に記入します。

上記の手順 2 及び 3 と同様に記入します。

相続税の申告書

〇〇 税務署長
● 年 3 月 3 日 提出
相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日
※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		人の合計		財産を取得した人	
氏名		コクセイ タロウ		コクセイ ハナコ	
氏名		国税 太郎		国税 花子	
個人番号又は法人番号				XXXXXXXXXX	
生年月日		昭和 X 年 10 月 19 日 (年齢 74 歳)		昭和 X 年 9 月 17 日 (年齢 67 歳)	
住所 (電話番号)		〇〇市△△3丁目5番16号		〇〇市△△3丁目5番16号 (XXX - XXX - XXXX)	
被相続人の続柄		なし		妻 なし	
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		[相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)		5 3 8 0 0 0 0 0 0 円		3 4 2 0 0 0 0 0 0 円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1の)					
債務及び葬式費用の金額 (第13表3の)		1 5 0 0 0 0 0 0		1 5 0 0 0 0 0 0	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		5 2 3 0 0 0 0 0 0		3 2 7 0 0 0 0 0 0	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1の)		2 2 0 0 0 0 0 0			
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		5 4 5 0 0 0 0 0 0		3 2 7 0 0 0 0 0 0	
法定相続人の数		3 人		左の欄には、第2表の⑧欄の⑨の人数及び⑩の金額を記入します。	
遺産に係る基礎控除額		4 8 0 0 0 0 0 0 0 0		右の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
相続税の総額		6 5 0 0 0 0 0 0 0 0			
各人の算出税額		一般の場合 (あん分割合) ⑥/⑧		0.60	
算出税額 (人の数)		6 5 0 0 0 0 0 0 0 0		3 9 0 0 0 0 0 0 0 0 円	

相続税の申告書(続)

※申告期限延長日 年 月 日
※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
氏名		コクセイ イチロウ		ゼイム サチコ	
氏名		国税 一郎		税務 幸子	
個人番号又は法人番号		XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	
生年月日		昭和 X 年 3 月 24 日 (年齢 40 歳)		昭和 X 年 2 月 14 日 (年齢 38 歳)	
住所 (電話番号)		〇〇市△△3丁目5番16号 (XXX - XXX - XXXX)		△△市〇〇〇6丁目3番1号 (XXX - XXX - XXXX)	
被相続人の続柄		長男 会社員		長女 会社員	
取得原因		[相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与		[相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)		1 2 5 2 5 0 0 0 0 円		7 0 7 5 0 0 0 0 円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1の)					
債務及び葬式費用の金額 (第13表3の)					
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		1 2 5 2 5 0 0 0 0		7 0 7 5 0 0 0 0	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1の)		1 1 0 0 0 0 0 0		1 1 0 0 0 0 0 0	
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		1 3 6 2 5 0 0 0 0		8 1 7 5 0 0 0 0	
法定相続人の数					
遺産に係る基礎控除額					
相続税の総額					
各人の算出税額		一般の場合 (あん分割合) ⑥/⑧		0.25	
算出税額 (人の数)		0.25		0.15	
算出税額 (第3表)		1 6 2 5 0 0 0 0 0 0 円		9 7 5 0 0 0 0 0 0 円	

第1表

第1表(続)

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

この表では、母（国税花子）が、配偶者の税額軽減の適用を受けるため、税額軽減額を計算します。

配偶者の税額軽減額の計算書						被相続人	国税 太郎
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。							
1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)							
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第1表の①の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \frac{54,500,000}{2} = 27,250,000 \text{ 円}$		④※		160,000,000	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額 (1,000円未満切捨て))	
	34,200,000	1,500,000		1,500,000		32,700,000	
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の①の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		
	650,000	32,700,000	54,500,000		390,000		
配偶者の税額軽減の限度額	⑪ (第1表の配偶者の⑩又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑫ (第1表の配偶者の⑬の金額)		⑬ (⑪-⑫)の金額 (⑫の金額より小さいときは⑫の金額 (1,000円未満切捨て))		
	390,000				390,000		
配偶者の税額軽減額	⑭ (⑬の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑮		390,000
(注) ⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。							
2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)							
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第3表の①の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \frac{\quad}{\quad} = \quad \text{円}$		④※			
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額 (1,000円未満切捨て))	
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の①の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		
	00						
配偶者の税額軽減の限度額	⑪ (第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑫ (第1表の配偶者の⑬の金額)		⑬ (⑪-⑫)の金額 (⑫の金額より小さいときは⑫の金額 (1,000円未満切捨て))		
配偶者の税額軽減額	⑭ (⑬の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑮		
(注) ⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。							

【手順1】
11 ページの第1表の①欄の金額を転記し、課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けた金額を記入します。

【手順2】
手順1で計算した金額と1億6,000万円のいずれか多い金額を記入します。

【手順3】
2ページの第11表の手順4で記入した配偶者の①欄の金額及び11ページの第1表の配偶者の③欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格を記入します。

【手順4】
11ページの第1表の手順1で記入した⑦欄及び①欄の金額等を転記し、配偶者の税額軽減の基となる金額を記入します。

【手順5】
11ページの第1表の手順3で記入した配偶者の⑨欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減の限度額を記入します。

【手順6】
手順4及び5で計算した金額のいずれか少ない金額を記入します。

【配偶者の税額軽減】
被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。
なお、配偶者の税額軽減を受けることによって納付すべき税額が「0」となる場合でも、相続税の申告書の提出は必要ですので、ご注意ください。

9 各人の納付税額の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、各人の納付すべき税額を計算します。

【手順1】
12ページの第5表の手順6で記入した金額を転記します。

【手順2】
⑫~⑰を合計した金額を記入します。

【手順3】
納付すべき税額等を記入します。

〇〇 税務署長		相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日		※申告期限延長日 年 月 日	
フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名		コクゼイ タロウ 国税 太郎		コクゼイ ハナコ 国税 花子	
生年月日		昭和X年10月19日(年齢74歳)		昭和X年9月17日(年齢67歳)	
住所		〇〇市△△3丁目5番16号		〇〇市△△3丁目5番16号	
取得原因		なし		妻 なし	
取得金額		53800000		34200000	
債務及び費用		1500000		1500000	
純資産額		52300000		32700000	
課税価格		54500000		32700000	
法定相続人の数		3人		4人	
相続税の総額		6500000		0.60	
各人の算出税額の計算		6500000		3900000	
各人の納付控除		3900000		3900000	
還付税額		2600000		2600000	
申告納税額		2600000		2600000	

第1表
この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、(参考)を○で囲んでください。(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

(注) ⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑫欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときは⑫欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください。

※ 税務署 信印日
通付年月日
(確認)

○ 申告書第 11 表の取得した主な財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田 畑	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別
	宅地	自用地(事業用、居住用、その他)、貸宅地、貸家建付地、借地権(事業用、居住用、その他)、配偶者居住権に基づく敷地利用権(事業用、居住用、その他)、居住建物 ^(注1) の敷地の用に供される土地(事業用、居住用、貸付用、その他)などの別
家屋等		家屋については自用家屋、貸家、居住建物 ^(注1) の別、構築物については駐車場、広告塔などの別、配偶者居住権などの家屋の上に存する権利についてはその名称
有価証券 ^(注2)	特定同族会社の株式、出資(配当還元方式、その他の方式)	その銘柄
	上記以外の株式、出資	
	公債、社債 証券投資信託、 貸付信託の受益証券	
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金などの別
家庭用財産		その名称と銘柄
その他の財産(利益)	生命保険金等 退職手当金等	1 自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等及び退職手当金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容
	その他	

(注) 1 「居住建物」とは配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

2 「上場株式」の細目は、「上記以外の株式、出資」になります。

○ 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)について、税務署で本人確認(①番号確認及び②身元確認)を行うため、本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

なお、e-Taxにより申告を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

詳しくは国税庁ホームページの「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

詳しくは国税庁ホームページの「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

(1) (2)又は(3)などの特例等の適用を受けない場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)又は図形式の法定相続情報一覧図の写し(子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、これらの書類をコピー機で複写したものを含まず。)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し(注)

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 居住用宅地等について小規模宅地等の特例(3ページ)の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類その他特例の適用要件を確認する書類

(注) 1 例えば、被相続人の配偶者が居住用宅地等について特例の適用を受ける場合や特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する場合には、⑤に掲げる書類のうち、特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類の提出は必要ありません。

2 事業用宅地等について特例の適用を受ける場合には、提出していただく書類が異なりますので、国税庁ホームページの「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

(3) 配偶者の税額軽減(12ページ)の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)